

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年7月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	平戸市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.hirado.nagasaki.jp/kurashi/life/process/mnhyouka.html">https://www.city.hirado.nagasaki.jp/kurashi/life/process/mnhyouka.html</a>

執行機関名 平戸市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	平戸市福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの(母子・父子・寡婦)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		平戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の1 平戸市福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法	平戸市福祉医療費の支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。 2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。	この条例は、心身障害者、乳幼児、子ども、母子家庭における母と子、父子家庭における父と子、寡婦等に対し、医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		平戸市福祉医療費の支給に関する条例